の完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における当該少額短期保険業者のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該少額短期保険業者の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である少額短期保険業者にあっては、少額短期保険業者とその親会社等との間の取引（当該少額短期保険業者と第三者との間の取引で当該少額短期保険業者とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該少額短期保険業者の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

別紙様式第十六号の十七第２の１⑸の表記載上の注意２中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同様式第２の２中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である少額短期保険業者にあっては、少額短期保険業者とその親会社等との間の取引（当該少額短期保険業者と第三者との間の取引で当該少額短期保険業者とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該少額短期保険業者の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものに限る。）がある場合には、会社法施行規則第128条第３項の規定に従い記載すること。

別紙様式第十六号の十七第４（少額短期保険株式会社）の表記載上の注意１⑽中「同法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十六号の十八中間業務報告書の記載上の注意２中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意６中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式第１の６の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び８」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２③中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意３中「社外役員については」を「社外役員（株式会社にあっては、会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいい、相互会社にあっては別紙様式第５号記載上の注意８⑴に規定する社外役員をいう。以下同じ。）については」に改め、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を８とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

別紙様式第十六号の十八第１の８⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第十六号の十八第２（少額短期保険株式会社）の表記載上の注意１⑾中「第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十六号の十九中間連結業務報告書の記載上の注意２中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第２の１⑴の表記載上の注意１⑼中「同法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十六号の二十連結業務報告書の記載上の注意２中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第２の２⑴の表記載上の注意１⑿中「同法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十六号の二十四中間業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第２の２記載上の注意２⑾中「第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十六号の二十五業務報告書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第２の２記載上の注意２⑽中「第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十六号の二十六事業報告書の記載上の注意１に次のように加える。

⑤　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第十六号の二十六事業報告書の記載上の注意３中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式２⑴の表記載上の注意１中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２③中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　少額短期保険持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　少額短期保険持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。